

西京区総合庁舎整備事業
新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務
公募型プロポーザル募集要項

令和5年11月
西京区役所

1 業務及び募集の趣旨

現在、西京区では、区民の皆様の更なる利便性の向上を図るため、西京区役所と保健福祉センター別館を一体化した総合庁舎を整備しており令和5年度中の開所を予定しています。

本事業は、総合庁舎の整備に当たり、新庁舎2階の区民交流ロビー内に、親子が自由に遊べる場を設置し、乳幼児健康診査や各種申請等に来所された方が立ち寄り、子育て世帯の交流や情報交換ができる場とするとともに、区内の子育て支援機関等もこの場所を活用した子育て支援に参画することで官民協働の子育て支援事業の充実を図り、西京区における更なる子育て環境の充実を図ることを目的に実施するものです。

本事業の実施に当たっては、企画能力に優れた事業者に委託することにより、そのノウハウを活用する必要があることから、価格以外の要素も含めた提案を評価することで契約の相手方を選定する公募型プロポーザル方式による募集を行います。

2 業務内容に関する事項

今回の公募は、次に示す業務に対する提案を受け、受託候補者を選定します。

(1) 委託業務名

西京区総合庁舎整備事業 新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務

(2) 委託業務の内容

基本的な業務内容は以下に示すとおりです。具体的な業務内容は仕様書を参照してください。

(ア) 内装等に係る設計・施工、什器の購入・設置

(イ) 上記に関し必要となる準備、調整、手続き等

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月末日まで

(4) 履行場所

西京区役所 東庁舎（新庁舎）2階 区民交流ロビー
（京都市西京区上桂森下町25-1）

(5) 契約上限額

3,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募者の資格に関する事項

応募者は参加意思確認書の提出日を基準として次の資格要件を満たしていることとします。

(1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分を受けていないこと。

(3) 京都市内に本店、支店又は営業所を有すること。

(4) 参加意思確認書（様式1）を提出期日までに提出した者であること。

4 本プロポーザルに関する質問及び回答方法

応募に際して質問がある場合は、書面（様式2）により、メールもしくは持参により提出してください。面談、電話による質問は受け付けません。持参の場合の受付時間は、西京区役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、担当部署まで事前に電話連絡を入れ、持参してください。また、メールの場合は必ず送付確認をしてください。

(1) 受付期限

令和5年11月30日（木）午後5時まで
※期限を過ぎた質問は一切受け付けません。

(2) 提出先

本要項13に記載のとおり

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年12月4日（月）までに質問事項及びその回答を本市ホームページで公表します。ただし、質問書提出者が特定される内容等については非公表とします。

5 参加申込の方法

プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出してください。

(1) 提出書類

参加意思確認書（様式1）：1部

(2) 提出期限

令和5年12月7日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を、本要項13に定める担当部署まで、郵送（必着）もしくは持参により提出してください。持参の場合の受付時間は、西京区役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、担当部署まで事前に電話連絡を入れ、持参してください。

(4) 応募資格要件の審査結果連絡

参加意思確認書提出後、応募資格要件を満たしていないと認められた場合は、令和5年12月8日（金）午後5時までに連絡します。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書（様式3）に、以下の書類を添付してください。

(ア) 提案内容資料（様式自由。ただし、A4印刷とし、企画内容、作業体制等について、項目立てで作成してください。）

(イ) 完成予想図（様式自由）

(ウ) 工程表（様式自由）

(エ) 什器の概要がわかる資料（様式自由）

(オ) 見積書（様式4）

(カ) 事業者の概要（会社の概要及び沿革、組織図等）

(2) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(3) 提出期限及び方法

提出書類を、令和5年12月13日（水）午後5時までに、本要項13に定める担当部署まで、郵送（必着）もしくは持参により提出してください。持参の場合の受付時間は、西京区役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とし、担当部署まで事前に電話連絡を入れ、持参してください。

7 受託候補者の選定

委託事業者の選定に当たっては、「西京区総合庁舎整備事業 新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務受託候補者評価要領」に基づき行うこととします。

8 選定結果の通知及び公表

受託候補者の選定結果は、以下のとおり、応募者全員に通知します。

(1) 通知期日

令和5年12月18日（月）頃

(2) 通知方法

郵送により通知します。

※本プロポーザル手続きが完了後、ホームページで審査結果を公表します。

9 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがあります。

(1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合

(2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

(3) その他、本要項に違反すると認められた場合

(4) 受託候補者選定に当たり設置する「新庁舎における子どもの遊びスペース設置等委託業務受託候補者選定委員会」の委員に直接、間接を問わず、プロポーザルに関して不正な接触、又は要求をした場合（本要項に定める手続きは除く。）

(5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

10 契約に関する事項

(1) 選定された受託候補者とは、評価した企画提案書を基に協議を行い、仕様書を再度作成のうえ、契約を締結します。

なお、受託候補者との協議が整わない場合、評価点の高い提案者と順次契約に関する協議を行います。

(2) 提案内容を適切に反映した委託業務仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法等について説明を求めることがあります。

(3) 本市との協議の結果、必要に応じて、提出された見積価格と異なる価格で契約することがあります。

- (4) 契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容やその他事実と異なるものがあった場合は、契約締結をしないことがあります。
- (5) 契約後において、企画提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがあります。
- (6) 本業務における委託料の支払いは、原則として業務終了後に支払うものとします。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が京都市暴力団排除条例に規定する排除措置を受けたときは、契約の解除を行います。

1 1 その他

- (1) 応募者は、受託候補者選定期間中及び本業務履行期間中は、企画提案書に記載された担当者を変更することはできません。ただし、その変更に合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案書作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを請求者に公開します。ただし、京都市情報公開条例第7条第2項に該当する場合を除きます。
- (5) 企画提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。

1 2 スケジュール

受託候補者選定及び契約の締結に当たっては、下表のとおり行う。

内 容	期 日
提案募集開始	令和5年11月24日（金）
公募に関する質問の受付	令和5年11月30日（木）午後5時まで
参加意思確認書（様式1）の提出	令和5年12月7日（木）午後5時まで
企画提案書（様式3）等の提出	令和5年12月13日（水）午後5時まで
受託候補者の選定結果通知	令和5年12月18日（月）頃
契約締結予定時期	令和5年12月25日（月）頃

1 3 担当部署

問合せ先及び提出先

京都市西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室（担当：安田、青地）

住 所：〒615-8083 京都市西京区桂良町1-2

電 話：075-381-7665

電子メール：nishikyo-shien@city.kyoto.lg.jp